

放送及び有線放送に関する規制の異同

平成19年11月

放送及び有線放送の制度



	地上放送事業者 (キー局、地方局)	有線テレビジョン放送事業者		
		有線テレビジョン放送法		有線役務利用放送事業者
		有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者 ^(注3)	
適用法	電波法 放送法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	無線局開設に係る免許	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省令に合致(集中排除原則等)	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)
外資規制	○	×	×	×
料金	認可	届出	届出	届出
番組準則	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	○
放送番組の保存	○	×	×	○
あまねく受信努力義務	○	×	×	×
災害放送	○	×	×	×
義務再送信	×	○	×	×
候補者放送	○	○	○	○
事業者数	197 ^(注1)	525 ^(注2)	129 ^(注4)	18 ^(注5)

(注1)H19.9現在

(注2)自主放送を行う事業者(H19.3末現在)

(注3)引込端子数500以下の施設で業務を行う者及び有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受けて業務を行う者

(注4)引込端子数500以下の施設で業務を行う者で自主放送を行うもの(H19.3末現在)

(注5)H19.9現在

地上波とケーブルテレビの規制に関する主な改正



地上波

事業規律

S63年10月 <基本制度の構築>

・放送普及基本計画(告示)の策定

S25年5月 <外資規制等の導入>

・外国法人等、外国人役員及び議決権の1/3以上の外資について規制導入

S33年5月 <外資規制等の強化>

・議決権の1/5以上の外資規制

S63年10月 <集中排除の明確化>

・放送局の開設の根本的基準(省令)で集中排除規定を明記

H7年3月 <集中排除の緩和>

・放送対象地域が重複しない場合の支配の基準を議決権の1/5以上に緩和

H18年4月 <外資規制等の強化>

・間接出資についても外資規制を導入

H16年3月 <集中排除の緩和>

・隣接7地域内の連携について、支配の基準を議決権の1/3以上に緩和
 ・放送対象地域のすべてが、そのうちいずれか1つの放送対象地域に隣接している場合等について、議決権保有制限等の適用除外(合併まで可能)

H12年11月 <事業参入の環境整備>

・無線局免許における競願処理手続の整備

その他

S62年6月 <地元事業者要件の導入>

・地元活動基盤等の地元事業者要件の導入

H10年6月 <事業展開の円滑化>

・公正競争確保を前提に、電気通信事業者のFTTH利用を可能化

H5年12月 <地元事業者要件の撤廃>

・地元事業者要件の廃止、広域的な事業展開が可能

H14年1月 <事業参入の円滑化>

・電気通信事業者の電気通信役務を利用した有線役務利用放送を制度化

H9年12月 <事業展開の円滑化>

・デジタル化推進のため複数事業者間のヘッドエンド共有を可能化

S48年1月 <外資規制等の導入>

・外国法人等、外国人役員及び議決権の1/5以上の外資について規制導入

H5年12月 <外資規制等の緩和>

・外資規制を議決権の1/5以上から1/3以上に緩和

H10年2月 <外資規制等の緩和>

・第一種電気通信事業を兼営する場合の外資規制を撤廃

H11年6月 <外資規制等の撤廃>

・すべての外国法人等、外国人役員及び外資について規制撤廃

H9年1月 <外資規制等の緩和>

・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、議決権の1/3未満の場合について、規制緩和

外資規制等

その他

S48年1月

・再送信同意につき、あっせん制度導入

S61年5月

・再送信同意につき、裁定制度導入(あっせん制度は廃止)

H11年6月 <事業参入退出の円滑化>

・地位の承継規定の整備

H13年4月 <事業展開の円滑化>

・合併・分割等があった場合の手続を簡素化

参考

○放送法 S25.5制定 S25.6施行

参考

○有線テレビジョン放送法 S47.7制定 S48.1施行
 ○電気通信役務利用放送法 H13.6制定 H14.1施行

ケーブルテレビ

事業規律